

## NASVA 事業用自動車安全プラン 2 0 0 9

～死者数・事故件数半減に向けての NASVA の取り組み～

### はじめに

平成 20 年中の交通事故による死者数は、5,155 人となり、平成 22 年までに交通事故死者数を 5,500 人以下とする「第 8 次交通安全基本計画」の政府目標が 2 年前倒しで実現されました。しかしながら、未だに約 95 万人の方が、交通事故で被害にあわれております。

政府は、このような交通事故の状況を踏まえ、本年 1 月 2 日の麻生総理の談話において示された方針に基づき、今後 10 年間を目途に、更に交通事故死者数を半減させ、2,500 人以下とする新たな目標を掲げました。

国土交通省は、この政府目標に基づき、本年 3 月の「事業用自動車総合安全プラン 2 0 0 9」において、自動車運送事業における今後 10 年間の目標を①死者数半減、②人身事故件数半減、③飲酒運転ゼロと設定し、関係業界に対して目標達成のための施策への協力を要請しました。

独立行政法人自動車事故対策機構（略称：NASVA（ナスバ））は、平成 15 年の設立以来、事業用自動車等の運転者に対する運転適性診断と運行管理者等に対する各種指導講習を中心とした事故防止事業を行ってきました。また、平成 18 年 10 月の運輸安全マネジメントの導入を機に、これらに加え経営者及び安全統括管理者等を対象に、社内における運輸安全マネジメント体制の構築に役立つよう、全国 50 支所において「NASVA 安全マネジメント講習会」等をこれまでに 377 回開催し、17,000 名を超える方々に受講していただきました。

今般、NASVA は国土交通省の「事業用自動車総合安全プラン 2 0 0 9」に掲げられた目標の達成に向けて、自動車運送事業者の事故防止活動を総合的に支援する「NASVA 事業用自動車安全プラン 2 0 0 9」（～死者数・事故件数半減に向けての NASVA の取り組み～）を以下のとおりとりまとめました。

今後、NASVA は、このプランに基づき政府目標の早期達成に向け強力に事業を展開していきます。

### I 国土交通省「事業用自動車総合安全プラン 2 0 0 9」と「NASVA 事業用自動車安全プラン 2 0 0 9」との対比表

事業用自動車総合安全プラン 2009(ナスバ関連抜粋)		NASVA 事業用自動車安全プラン 2009
今後取り組むべき課題等	施 策	NASVA の 取 組 み
1. 安全マネジメント (1) 評価対象の中小規模事業者への拡大 ① 実施の目途： 年内 ② 施策の位置付け：安全体質の確立	【国土交通省】 安全マネジメントの評価の対象を(安全統括管理者等の義務付け対象外である)中小規模事業者にも拡大。 この場合、以下のような公共性の高い事業者及び安全性のレベルが低い(社会的に影響の大きい事故を惹起した等)事業	○ 運輸安全マネジメント調査事業 ・ 目的：NASVA は、国土交通省の協力要請を受けて、事業用自動車の事故防止など輸送の安全確保・向上に資することを目的とした運輸安全マネジメント調査を、本年 10 月を目途とし、運用を開始します。 ・ 調査実施主体： 全国 9 主管支所とする。

	<p>者から優先的に実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 乗合事業者で、乗合車両を100両以上保有する事業者</li> <li>② 専ら都市間の移動を目的とした運行を行う高速バス及びツアーバス事業者</li> <li>③ 第一当死亡事故を惹起した事業者</li> <li>④ 危険物運搬車両による大量漏えい事故を惹起した事業者</li> </ul>	
(2) NASVA の活用	<p>【国土交通省、(独)自動車事故対策機構 (NASVA)】 安全マネジメント評価に当たって、NASVA を活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査員： 調査員は、自動車運送事業の遂行に必要な法令に関する知識を有する者を選任する。</li> <li>・ 対象事業者： 全事業者（乗合、貸切、乗用（個々を除く。）及び貨物自動車運送事業者）のうち、調査依頼があった事業者とする。なお、対象事業者は、営業所単位ではなく、企業単位とする。</li> <li>・ 調査方法： 事前調査（書面審査）及び現地調査で構成する。</li> <li>・ 調査料金： 料金については、有料とする。</li> </ul> <p>○ 安全マネジメント調査事業を開始した後に、優良事業者認定事業（仮称）を開始することを検討する。</p>
<p>(3) 安全マネジメント講習</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 実施の目途： 1～2年以内</li> <li>② 施策の位置付け： 安全体質の確立</li> </ul>	<p>【事業者団体】 安全マネジメントを浸透させるための講習会を、定期的（例：半期毎等）に実施。また、NASVA の実施する安全マネジメント講習会等の受講費用に対する助成を拡充</p>	<p>○ 安全マネジメント講習の拡充と強化 国土交通省及び各関係団体との連携をさらに密にし、これまで、NASVA が実施している安全マネジメント講習を大幅に拡充・強化する。</p>

<p>2. 運行管理制度</p> <p>(3) 上級講習(仮称)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 実施の目途： 1～2年以内</li> <li>② 施策の位置付け： 安全体質の確立、IT 新技術の活用</li> </ul>	<p>【NASVA 等の講習実施機関】 運行管理者の更なるスキルアップのため、以下の内容をカリキュラムとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 映像記録型ドライブレコーダー、デジタル式運行記録計等の新技術の運行管理への活用</li> <li>(2) 運行管理者が、適性診断に基づき適切な指導を行うための指導方法等</li> </ul>	<p>○ 運行管理者制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 国土交通省及び各関係団体との連携をさらに密にし、従来から NASVA が実施している安全マネジメント支援ツール講習の強化・拡充する。</li> <li>(2) 運行管理者等一般講習を活用して運行管理者が適性診断結果に基づき適切な指導を行うため、NASVA のカウンセリング手法等を盛り込んだテキストに改訂する。</li> </ul>
<p>(7) 運行管理者講習等におけるアルコールに関する専門的教育</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 実施の目途： 1～2年以内</li> <li>② 施策の位置付け： 飲酒運転の根絶</li> </ul>	<p>【NASVA 等の講習実施機関】 運転者に対する飲酒運転防止の指導を充実させるため、関係機関と協力して、アルコールに関する専門的な教育を、運行管理者講習等で実施</p>	<p>○ 運行管理者等指導講習におけるアルコールに関する専門的教育 運行管理者等基礎講習及び一般講習において、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) アルコールに関する記述内容を充実する。</li> <li>(2) 飲酒運転によって発生した事故事例等を周知する。</li> </ul>

<p>4. 運転者対策の充実・強化</p> <p>(2) 事故歴等の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 実施の目途： 1～2年以内</li> <li>② 施策の位置付け： 飲酒運転の根絶</li> </ul>	<p>【国土交通省】 新規採用運転者の指導・監督に関して、以下のとおり告示・通達を改正 ・自動車運送事業に係る事故歴を把握した場合には、適性診断(特定診断)を確実に受診させること。</p>	<p>○ 運転者の受診体制の強化 経営者及び運行管理者等に対して、講習会等あらゆる機会を通じ、事故歴がある新規採用運転者の確認を確実に行うよう啓蒙するとともに、各支所で実施している適性診断(特定診断)を確実に受診させる。</p>
--	--	--

## II 目標達成に向けての実施計画

上記の「NASVA 事業用自動車安全プラン2009」を踏まえ、目標達成に向けた実施計画を、次のとおり実施します。

### 1. 適性診断業務関係

任意診断：3年に1回以上
一般（定期）



インターネットを活用した新診断システム「ナスバネット」（24時間365日事業所内で実施）の普及・促進



- ・ 3年に1回の受診から毎年受診への拡大
- ・ カウンセリング付一般診断（定期診断）受診の普及・促進

義務診断			
初任	適齢	特定I	特定II



地方運輸局等との連携強化により、運転者として新たに雇用された者及び65歳以上の者の受診漏れを無くす。



地方運輸局等との連携強化により、重大事故惹起者等及び運転者として新たに採用する者の過去の事故歴が確認された場合、受診漏れを無くす。



対象者受診率100%へ

### 2. 指導講習業務関係

任意講習
基礎講習



運行管理者以外の運送事業従事者への受講促進



運行管理者試験の受験資格等を取得しようとする者のほか、すべての従業員に対して積極的なPR活動を行い、受講者数を増加させる。

義務講習	
一般講習	特別講習

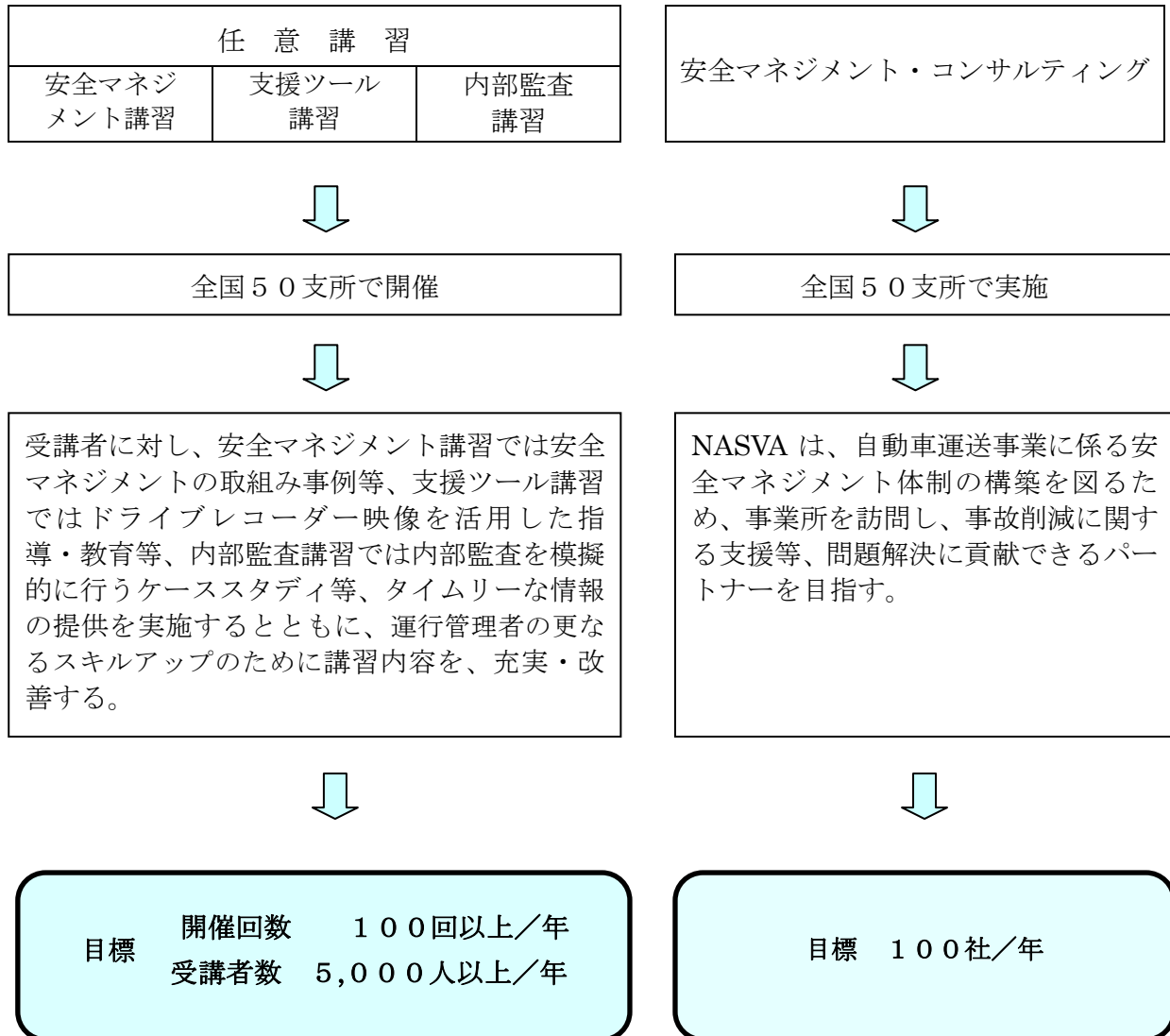


運送事業者のニーズを十分に把握し、アルコールに関する専門的教育、SAS（睡眠時無呼吸症候群）等に関する情報、視聴覚教材等の講習内容を見直し充実させる。  
地方運輸局等との連携強化により受講漏れを無くす。



対象者受講率100%へ

### 3. 安全マネジメント業務関係



#### おわりに

NASVAは、運転者に対する適性診断業務、運行管理者等に対する指導講習業務、加えて経営者に対する安全マネジメント業務を推進し、自動車事故防止のトータルソリューションを強力で展開します。